

東葛西八丁目地区 まちづくり提言書



令和3年3月

東葛西八丁目地区まちづくり協議会

もくじ



〇はじめに



1章 地区の現状と課題

1. 地区の概要	3
2. 道路の状況	4
3. 公園・みどりの状況	5
4. 建物の状況	6
5. 住環境・土地利用の状況	7
6. その他	8

2章 まちづくりの目標と方針

1. 目指していくまちのイメージ	9
2. まちづくりの目標	10

3章 まちづくりの取り組み概要

1. まちづくりの方針	11
2. まちづくりの手法	13

4章 目標に向けての具体的な取り組み

1. 安全で安心して生活できるやさしいまち	15
2. 慣れ親しんだ暮らしやすいまちを次世代につなぐ	17
3. みどりが多く、明るい声が聞こえるまち	20

5章 検討経緯と今後のまちづくりの進め方

1. まちづくり協議会の歩み	21
2. 今後のまちづくりの進め方	23

〇参考資料	24
-------	----





はじめに

東葛西八丁目地区（以下「当地区」と称する）は、地区内に幅の狭い道路や行き止まり道路が多数分布し、公園や広場も少ないことから、今後発生する可能性の高い大規模な災害時に、避難や救助活動が円滑に行われないことが懸念されます。

また、地区全域が「土地区画整理事業を施行すべき区域」に指定されており、土地利用が制限されているため、建替え更新が進みづらい状況です。

安全で安心な暮らしやすいまちの実現に向け、当地区では、町会の役員や推薦の方に加え公募会員で構成される、「東葛西八丁目地区まちづくり協議会」を令和元年6月に設立しました。

まちづくり協議会では、まちの課題や良いところを共有し、課題に対する解決方策や住みよいまちを維持していくための方策を、意見交換により議論してきました。

この間、当地区の皆さんには、「まちづくりニュース」を通して、協議会活動の内容や経過をお知らせしてきたところです。

この「東葛西八丁目地区まちづくり提言書」は、約2年あまりの協議会活動のまとめとして、作成したものになります。

この提言をもとに、「次世代につながる、人とみどりのやさしいまち」となるように、私たち住民と江戸川区の協働によりまちづくりが進むことを願っています。

令和3年3月

東葛西八丁目地区まちづくり協議会 会員一同



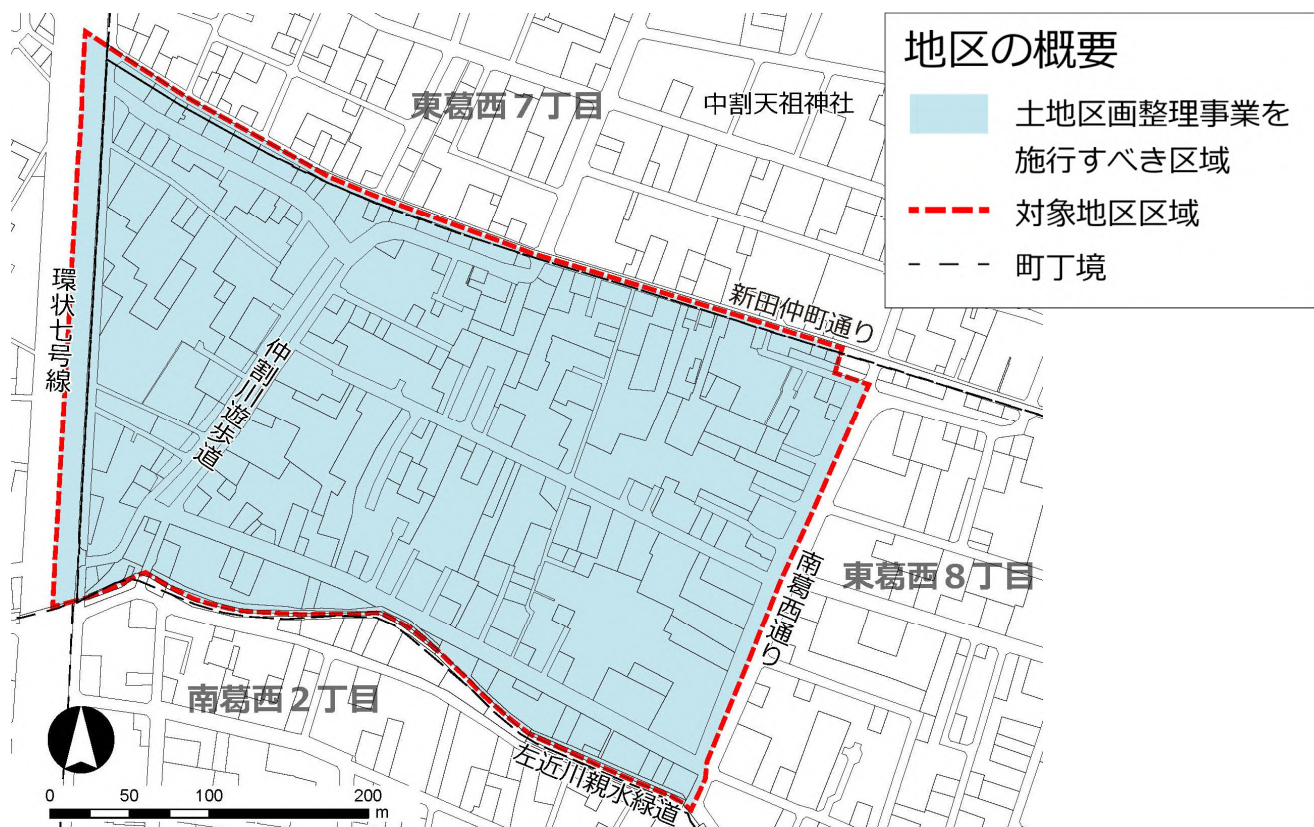
1章 地区の現状と課題

1. 地区の概要

当地区は西側を環状七号線、北側を新田仲町通り、東側を南葛西通り、南側を左近川親水緑道に囲まれており、面積約 13.5ha、人口約 1,800 人、世帯数約 1,100 世帯の葛西駅に近い便利なまちです。

しかし、地区内には南北に通り抜ける道路が少なく、災害時のオープンスペースとなる広場状の公園が少ないなどの課題があります。

また、地区全域が「**土地区画整理事業を施行すべき区域**」に指定されており、建物を建てる際の制限が他の地区と比べて厳しく設定されており、建替えが進みづらい状況にあります。



* 「土地区画整理事業を施行すべき区域」とは *

「土地区画整理事業を施行すべき区域」とは戦後の都市復興計画として、昭和 23 年に指定された「緑地地域」が発端となったものです。

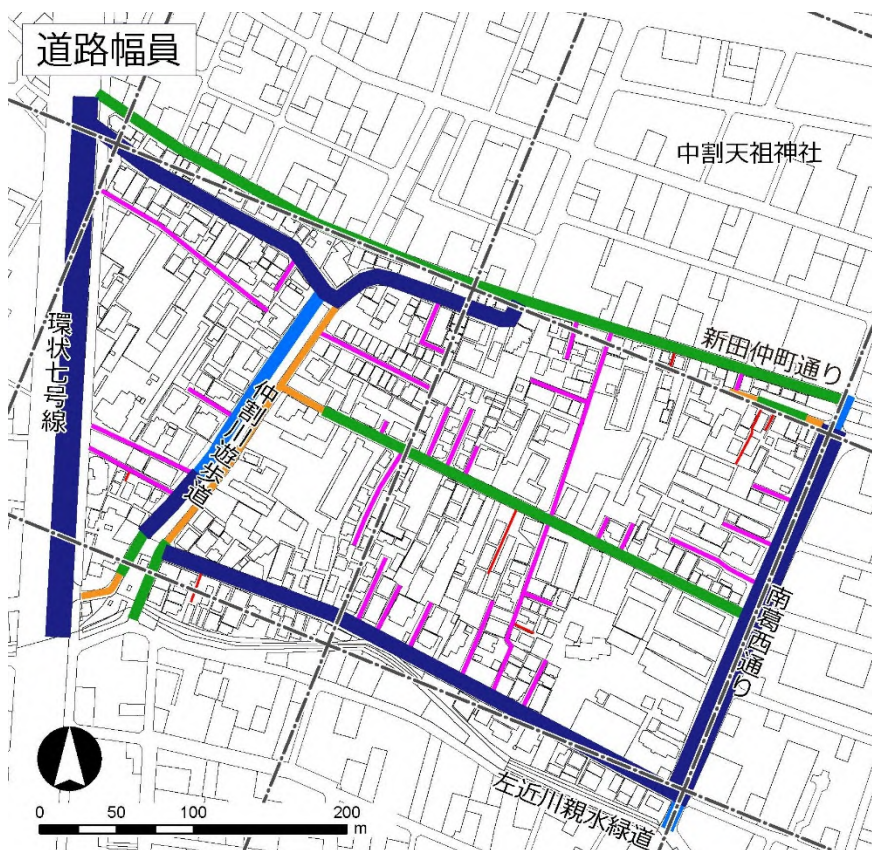
東京郊外部の自然環境と生産農地の保全や市街地の膨張の防止を目的としていましたが、人口の増加や宅地需要の増加による無秩序な市街化に対処するため、昭和 44 年に、「緑地地域」は解除され、道路や公園などが整備された良好な市街地形成を目的とする「土地区画整理事業を施行すべき区域」として設定されました。

1章 地区の現状と課題

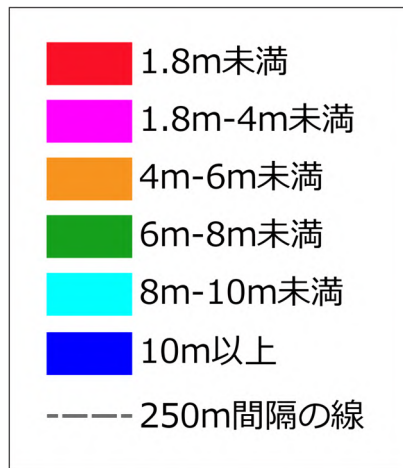
2. 道路の状況

地区の外周部は幅員 6m 以上の広い道路に囲まれています。地区内では、南北に通り返れる道路を始め、幅員 4m 未満の幅の狭い道路が多く見られ、中でも延長の長い行き止まり道路が多い状況です。そのため、震災時に倒壊した建物によって道路が塞がれ、緊急車両の通行や避難が困難となるおそれがあります。

また、道路の配置の考え方として、日常生活での交通の利便性や災害時の救助活動、避難の面から幅員 6m 以上の道路を概ね 250m 間隔で配置することが望ましいとされていますが、その間隔が広い箇所があり、特に南北方向の道路が不足している状況です。



道路幅員	延長 (m)	割合
1.8m未満	196	4.5%
1.8m-4m未満	1319	30.5%
4m-6m未満	306	7.1%
6m-8m未満	936	21.6%
8m-10m未満	195	4.5%
10m以上	1376	31.8%
合計	4328	100.0%



協議会で挙げた道路についての主な意見

道路が狭く、緊急車両が入れないエリアがある。

道路が狭く、交通量が多いため危険である。

車同士のすれ違いが困難である。

道路に高低差があり、車や自転車の事故が起こりやすい。

環状七号線や新田仲町通り等の地区外の道路からのアクセスが悪い。

1章 地区の現状と課題

3. 公園・みどりの状況

公園は歩いて気軽に行ける距離、約250m圏内に計画するのが理想的ですが、図のように地区の北側にはその圏外となる非公園誘致圏があります。

また、地区内には南側を東西に流れる左近川親水緑道がありますが、広場状の公園が無く、面積についても地区全体の公園面積は約2,380㎡と地区全体の1.48%となっており、公園の整備の水準とされる3%を満たしていない状況です。

本地区の一人当たりの公園面積は約1.2㎡/人となっており、江戸川区全体の一人当たりの区立公園面積5.21㎡/人(令和2年4月)に比べて少ない水準となっています。

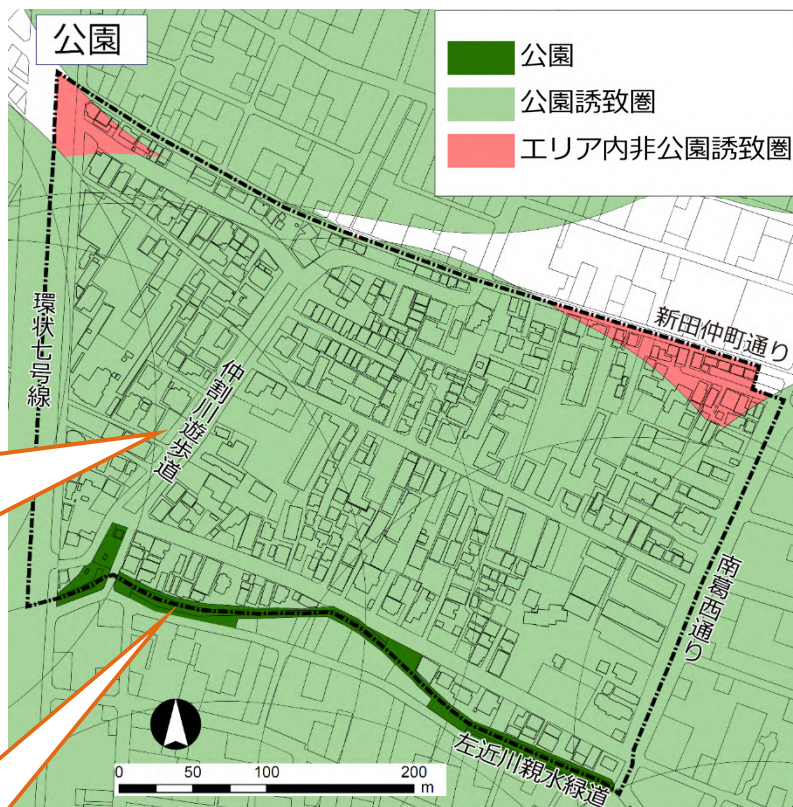
* 「公園誘致圏」とは *

公園へ徒歩で気軽に行ける距離、250mの圏域の事を指し、すべてのエリアがこの誘致圏に入っているのが公園配置として理想的とされています。

仲割川遊歩道



左近川親水緑道



公園	面積(ha)	割合(分類面積/地区面積)
公園面積	0.23	1.48%
公園誘致圏	13.57	84.52%
非誘致圏	2.48	15.48%

協議会で挙がった公園についての主な意見

子どもが遊べるような公園がない。

災害時に一時的な避難場所となるような広場状の公園がない。

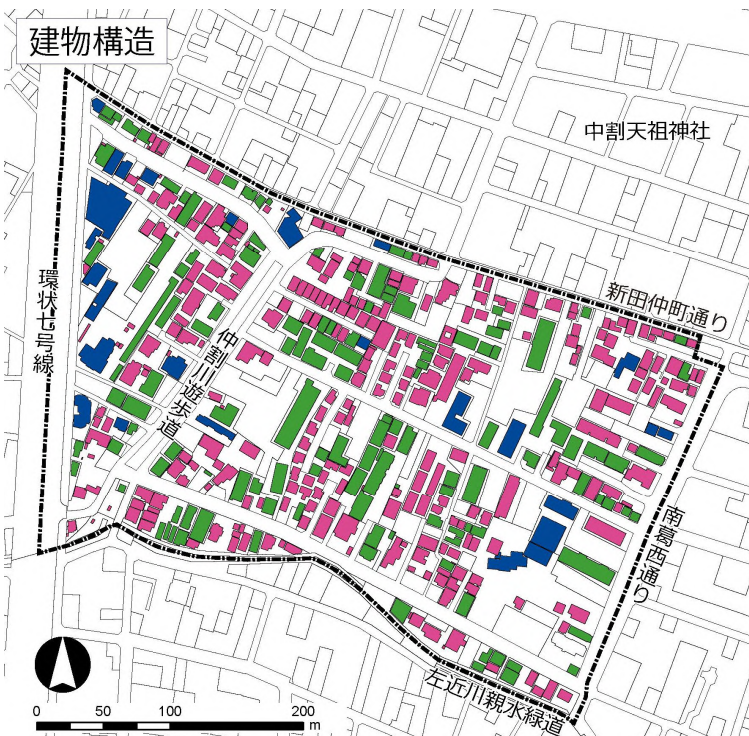
仲割川遊歩道が利用しづらい。

1章 地区の現状と課題

4. 建物の状況

地区内の建物のうち約 64%が防火造・木造となっており、木造住宅が多い状況です。

また、延焼火災の安全性を表す指標である「**不燃領域率**」が 70%を超えると、延焼による建物の焼失率がほぼ 0 になるとされていますが、当地区は 55.8%となっています。

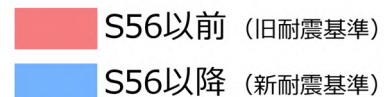
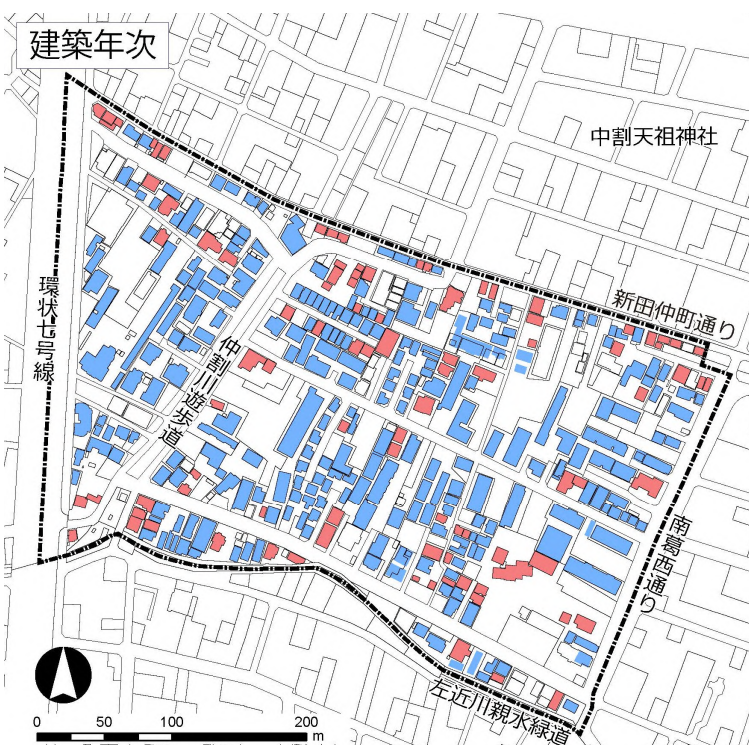


* 「不燃領域率」とは *

地区の面積のうち、幅員 6 m 以上の道路等の空地面積と、耐火構造建築物の敷地面積が占める割合です。



構造	棟数	割合
耐火構造	27	5.9%
準耐火構造	139	30.2%
防火造・木造	294	63.9%
合計	460	100.0%



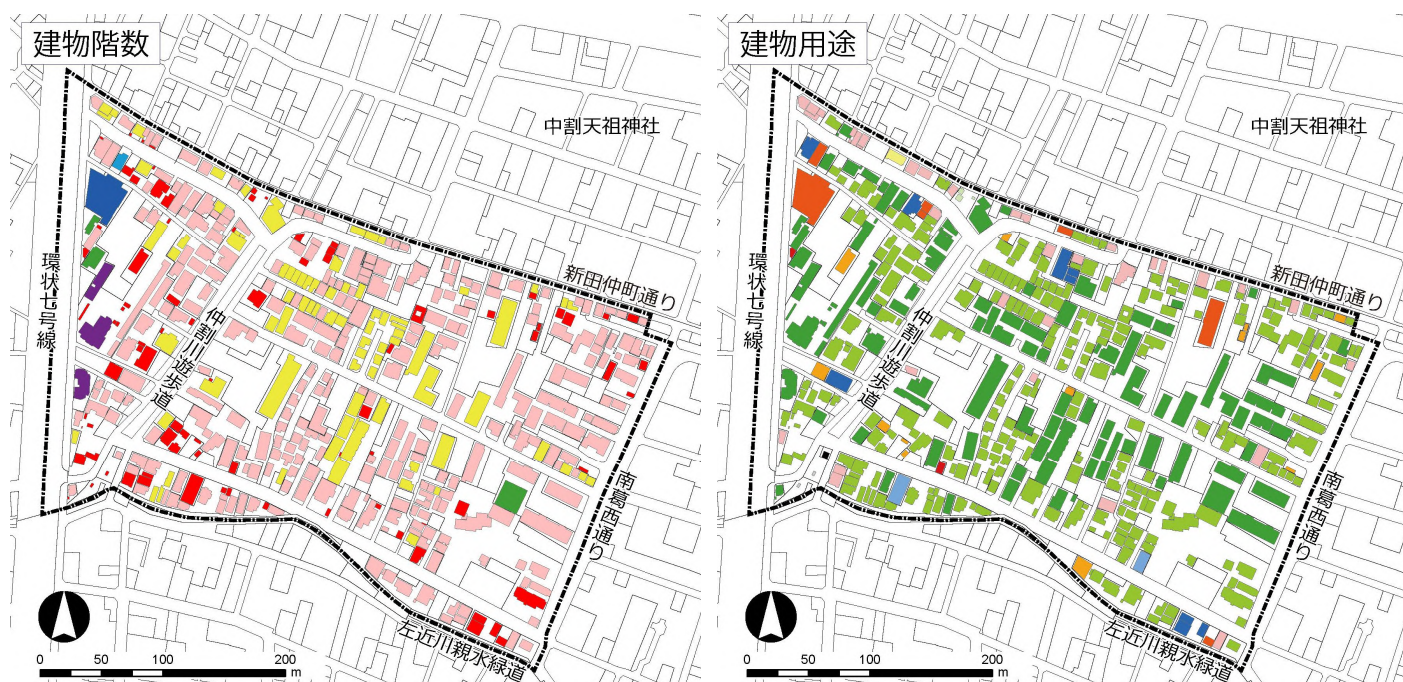
建築年次	棟数	割合
S56以前 (旧耐震基準)	90	25.6%
S56以降 (新耐震基準)	262	74.4%
合計	352	100.0%

1章 地区の現状と課題

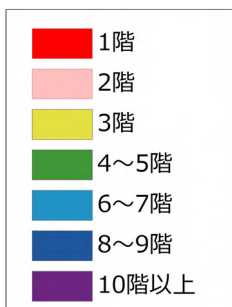
5. 住環境・土地利用の状況

地区内には、隅切りのない見通しの悪い交差点など、通行上危険な箇所が多く、道路沿道には古いブロック塀も見られ、災害時に倒壊の危険性があります。

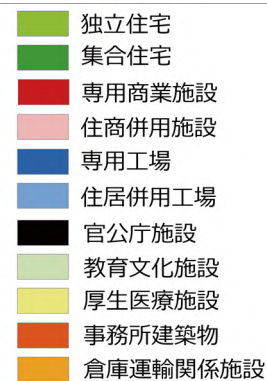
また、地区全域が「土地区画整理事業を施行すべき区域」の指定により、地区内の約8割の建物が2階以下であり、周辺地区と比較して有効な土地利用が図られていない状況です。



階数	棟数	割合
1階	87	18.9%
2階	283	61.5%
3階	82	17.8%
4-5階	3	0.7%
6-7階	1	0.2%
8-9階	1	0.2%
10階以上	3	0.7%
合計	460	100.0%



用途	棟数	割合
独立住宅	273	59.3%
集合住宅	110	23.9%
専用商業施設	2	0.4%
住商併用建物	35	7.6%
専用工場	10	2.2%
住居併用工場	2	0.4%
その他	28	6.1%
合計	460	100.0%



協議会で挙げた住環境・土地利用についての主な意見

見通しの悪い交差点があり危険である。

道路に面したブロック塀の老朽化が進んでいる。

昔と比べて建物が建ち並び電柱が整備されたため、道路空間が狭く感じる。

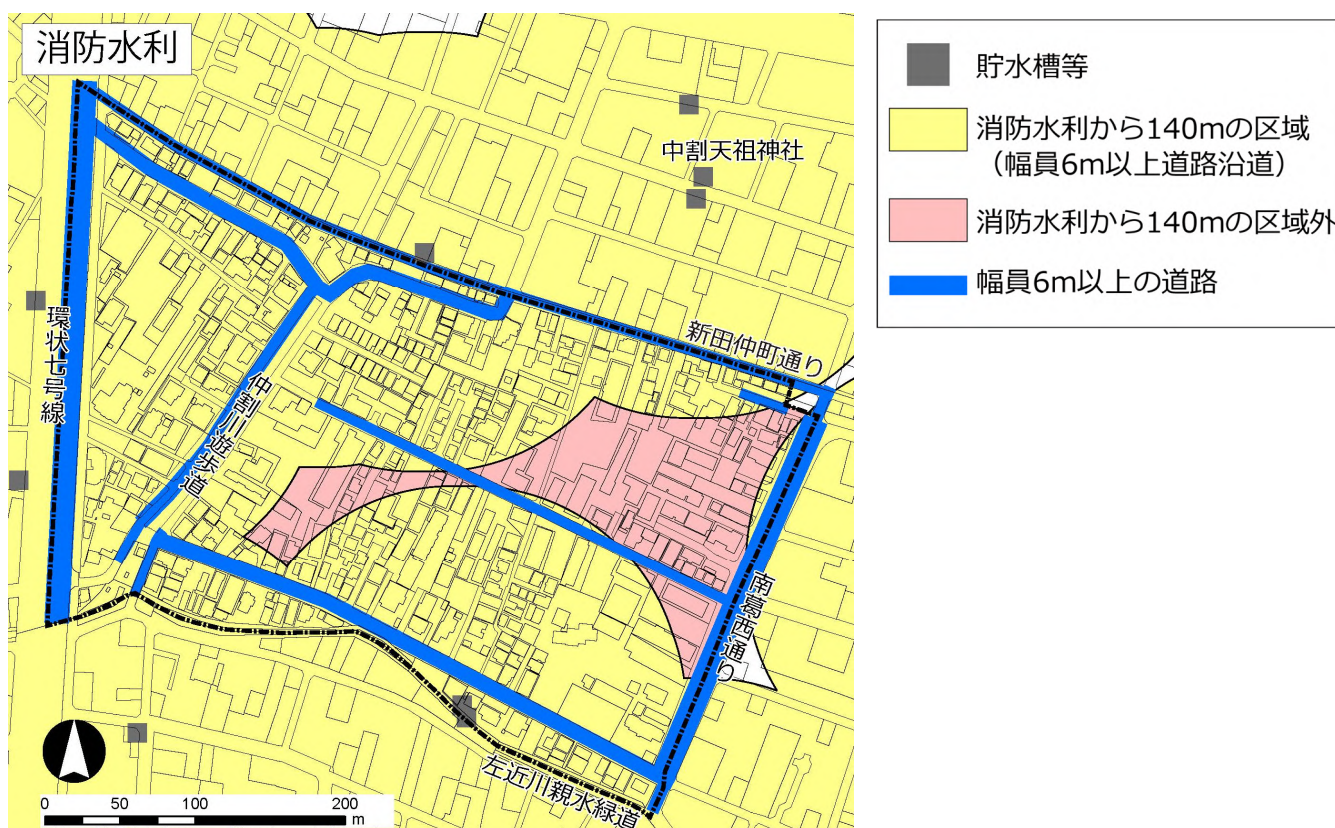
土地利用や建物の規模・構造に制限があるため、土地の有効活用がしにくい。

1章 地区の現状と課題

6. その他

本地区では、大規模災害が発生した際に消防水利となる貯水槽等は、左近川親水緑道沿いに整備されています。

また、比較的消防水利が不足している区域として、地区内外の貯水槽等から 140m 以遠のエリアが主に、地区の東部に広がっています。



* 「消防水利」とは *

消防水利とは、防火水槽や防災貯水層等を指し、対象地区では左近川親水緑道にも消防水利があり、水道管が破損するような大規模な災害時における消防活動の際には、防火水槽などの消防水利を使用します。

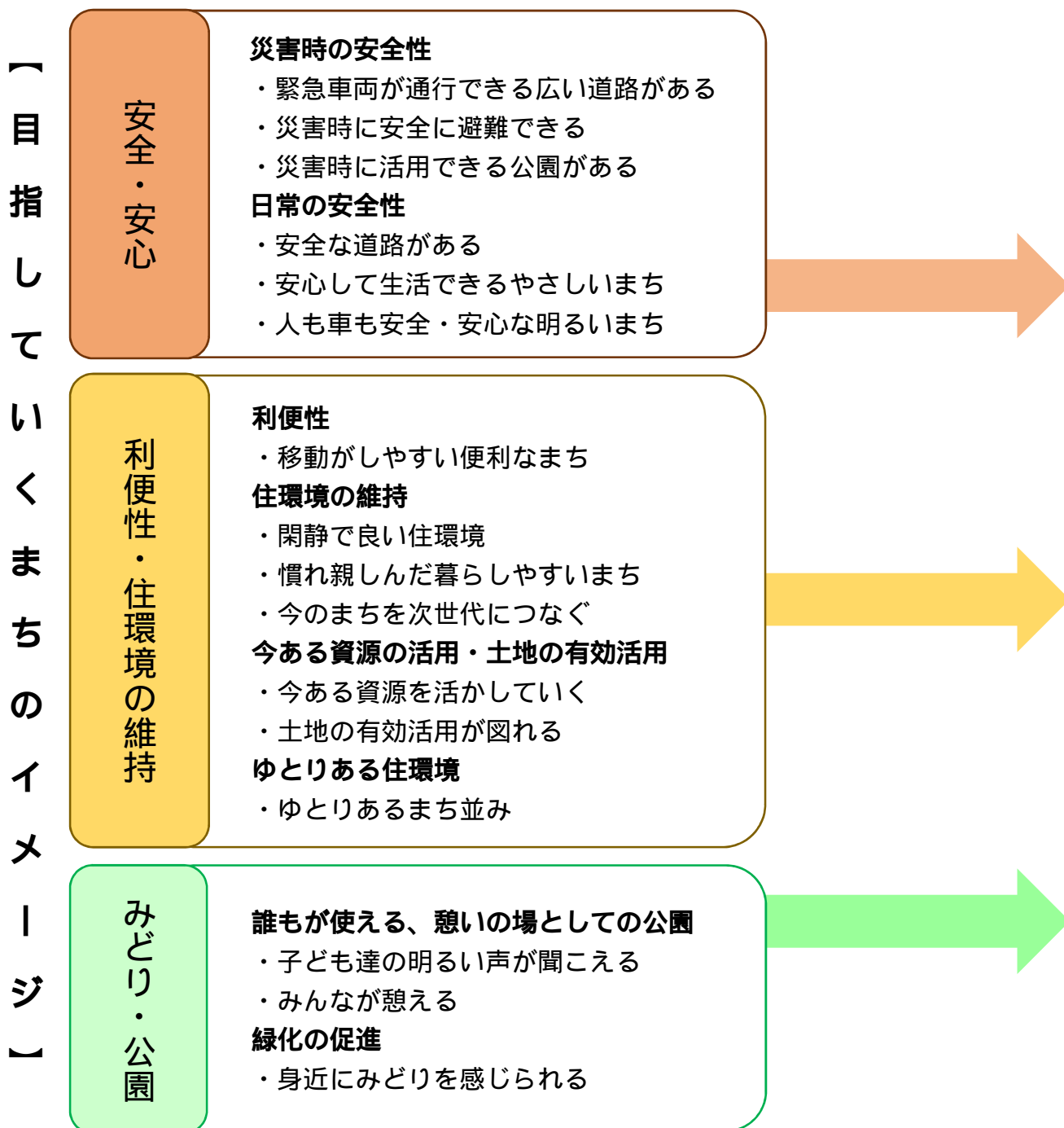
一般的に、幅員 6 m 以上の道路を災害時における防災活動道路と位置づけており、災害時にはここから消防自動車が高圧ホースを伸ばして消火活動します。

消防車は通常、長さが 20m の消防ホースを 10 本程度積んでおり、屈曲等を考慮して有効距離は 140m とされているため、幅員 6m 以上の道路と消防水利から 140m 圏内にエリアが入っていることが望ましいとされています。

2章 まちづくりの目標と方針

1. 目指していくまちのイメージ

まちの現状や協議会で出た意見をもとに、本地区のまちづくりが目指していく姿を以下のようにテーマごとに分類しました。



2章 まちづくりの目標と方針

2. まちづくりの目標

目指していくまちのイメージをもとにまちづくりの目標と3つの取り組み方針を以下のように設定しました。

“次世代につながる、人とみどりのやさしいまち”

災害時や日常生活において、安全で安心して生活でき、人とみどりの調和した明るい声が聞こえるまちを目指します。

また、静かで良い住環境を維持し、次世代につないでいきます。

<方針1> 安全で安心して生活できるやさしいまち

狭い道路の拡幅整備や災害時にも活用できる公園や広場の整備、行止り道路の避難路の確保、老朽化したブロック塀への対策を進め、安全なまちを目指します。

また、交差点の見通しの改善や、歩道整備など日常においても、安心できるやさしいまちを目指します。



<方針2> 慣れ親しんだ暮らしやすいまちを次世代につなぐ

建物の高さや用途、敷地の規模など適切にルールを設けることで、静かで良い住環境を維持していきます。

また、道路整備による交通の利便性向上や「土地区画整理事業を施行すべき区域」の解除により土地の有効活用が可能になることで、今ある資源を生かし、次の世代にも暮らしやすいまちをつなげていきます。



<方針3> みどりが多く、明るい声が聞こえるまち

左近川親水緑道や仲割川遊歩道のみどりを始め、生垣などによりまちにみどりを確保していくことで、身近にみどりを感じられるうるおいのあるまちを目指します。

また、子供が遊んだり、憩いの場として使える公園を整備し、人とみどりの調和した明るい声が聞こえるまちを目指します。



3章 まちづくりの取り組み概要

1. まちづくりの方針

当地区のまちづくりは課題と特性、目標を踏まえ下記のように取り組んでいきます。

まちづくりの方針に対する取り組み概要

<方針1> 安全で安心して生活できるやさしいまち

<安全・安心について>

道路が狭く、緊急車両が入れないエリアがある。
道路が狭く、交通量が多いため危険である。
車同士のすれ違いが困難である。
道路に高低差があり、車や自転車の事故が
起こりやすい。
環状七号線や新田仲町通り等の地区外の道路
からのアクセスが悪い。

<取り組み>

- ・密集事業による道路の拡幅や歩道の整備
- ・地区計画による隅切りや、幅員4m以上の道路の確保

<方針2> 慣れ親しんだ暮らしやすいまちを次世代につなぐ

<利便性・住環境の維持>

見通しの悪い交差点があり危険である。
昔と比べて道路が狭く感じる。
土地利用や建物の規模・構造に制限があるため、
土地の有効活用がしにくい。

<取り組み>

- ・地区計画による建物の高さ用途、敷地の規模の制限
- ・「土地区画整理事業を施行すべき区域」の解除による建替えの促進や土地の有効活用

<方針3> みどりが多く、明るい声が聞こえるまち

<みどり・公園>

子どもが遊べるような公園がない。
災害時に一時的な避難場所となるような広場状の
公園がない。
仲割川遊歩道が利用しづらい。
道路に面したブロック塀の老朽化が進んでいる。

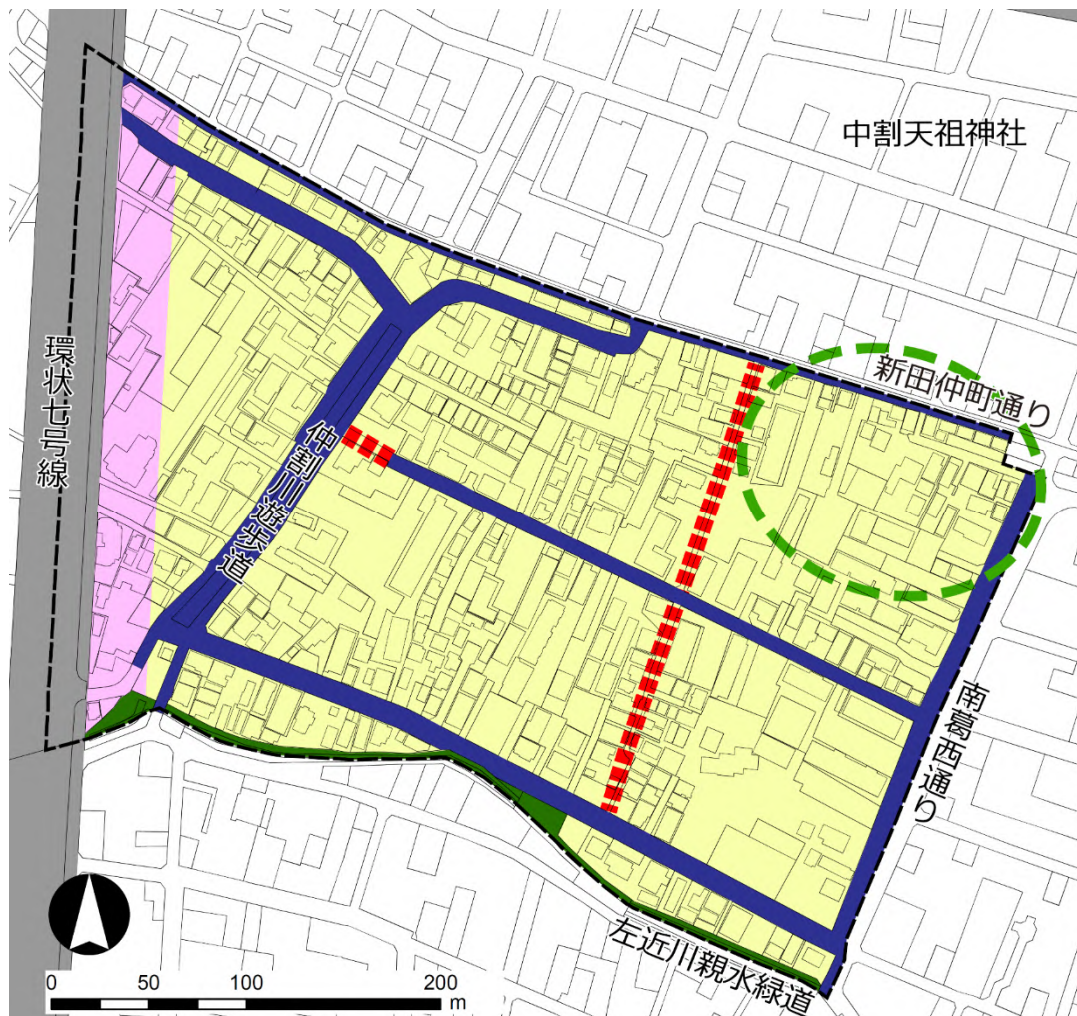
<取り組み>

- ・左近川親水緑道・仲割川遊歩道など既存のみどりの活用
- ・地区計画による垣・さくの制限
- ・密集事業による公園の整備









3章 まちづくりの取り組み概要

まちづくり方針図

当地区のまちづくりの課題と良い点、目標などを踏まえて、当地区のまちづくりの方針を下図のように設定します。



凡例

 住宅地区	 幹線道路
[中低層の住宅や身近な店舗等が調和する、 良好な住環境を形成するエリア]	 現状幅員6m以上の道路
 環状七号線沿道地区	 幅員6mへ拡幅道路
[商業と住宅が調和する利便性の高い市街地を 形成するエリア]	 公園(既存)
	 公園整備検討エリア
	 まちづくり検討区域

3章 まちづくりの取り組み概要

2. まちづくりの手法

当地区で行っていく、まちづくりの手法についてご紹介します。

密集事業を活用したまちづくりの推進

「**密集事業**」を活用し、道路や公園の整備、建物の建替えなどを促進することで、老朽化した木造住宅が密集した、火災の延焼拡大の危険性が高い地区の防災性や住環境を改善します。

【密集事業整備事例 中葛西八丁目地区】

道路拡幅



公園整備



整備面積：1592.03 m²

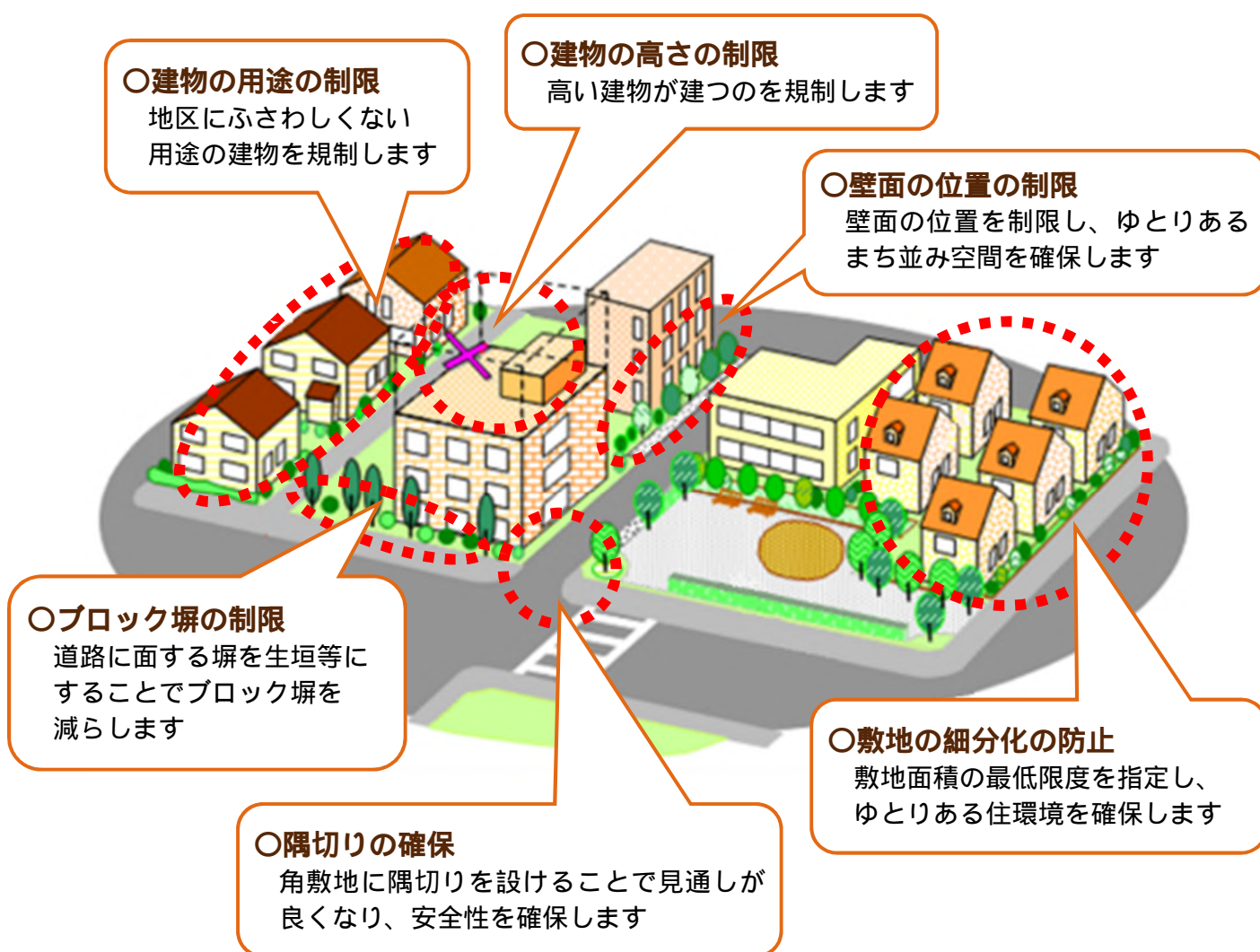
3章 まちづくりの取り組み概要

地区計画を活用したまちづくりの推進

建物を建てる際には、地域ごとの都市計画（用途地域等）と、全国一律に定められている建築の基準（建築基準法）がありますが、地域の状況や目的に応じて、さらに建築に関するルールを地域独自に定めることができる制度が「**地区計画**」です。

「**地区計画**」では、地区の目標や土地利用の方針を検討し、地域の状況や目的によって様々なルールを定め、建替えの際にそのルールを守ることで、理想的なまち並みへ誘導します。

【地区計画のルールの例】



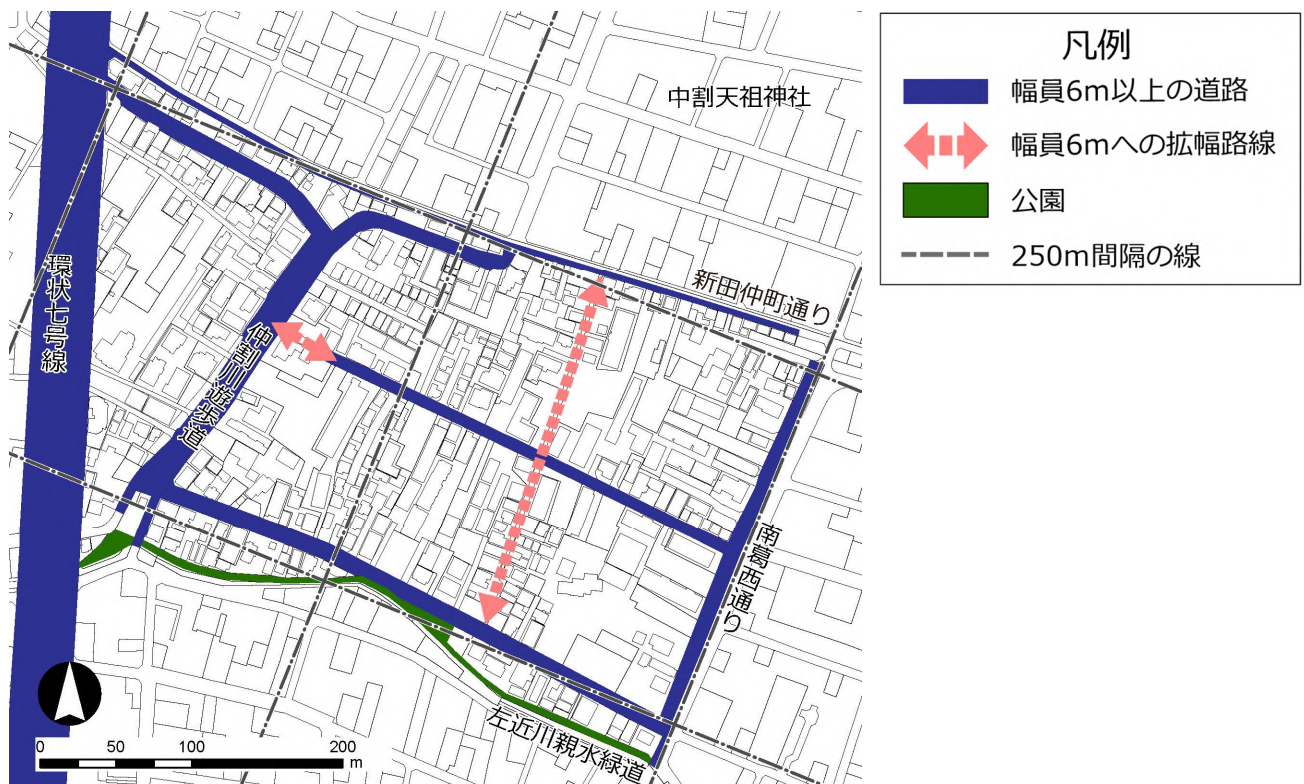
4 章 目標に向けての具体的な取り組み

1 . 安全で安心して生活できるやさしいまち

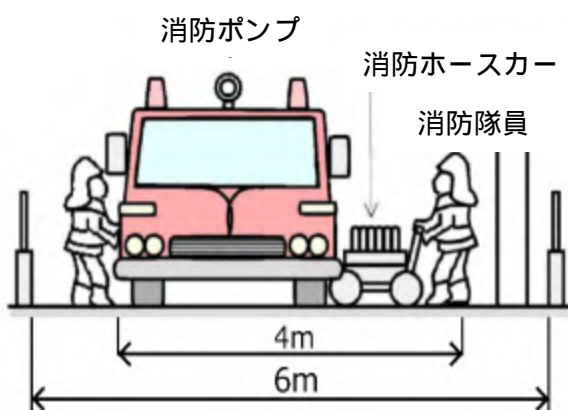
緊急車両が通行可能となる主要生活道路の整備

地区内には、日常生活での交通利便性と災害時の救助活動や避難を円滑に行うための幅員 6m 以上の道路が不足しているため、密集事業により主に 2 路線の拡幅や歩道の整備に取り組みます。

また、その他の見通しや通り抜けなど安全上の課題がある部分についても、地区計画による、沿道建物の壁面の位置の制限や 4m 未満の道路の解消、密集事業による整備などを行い、より安全なまちを作っていきます。



* 幅員 6m 以上の道路について *



幅員 6m の道路は、消防車両の通行が容易であり、車両の両側での消防活動が可能となるなど、防災上望ましい道路とされており、日常生活での交通の利便性や災害時の救助活動、避難の観点から 250m 間隔で配置されていることが理想的とされています。

4章 目標に向けての具体的な取り組み

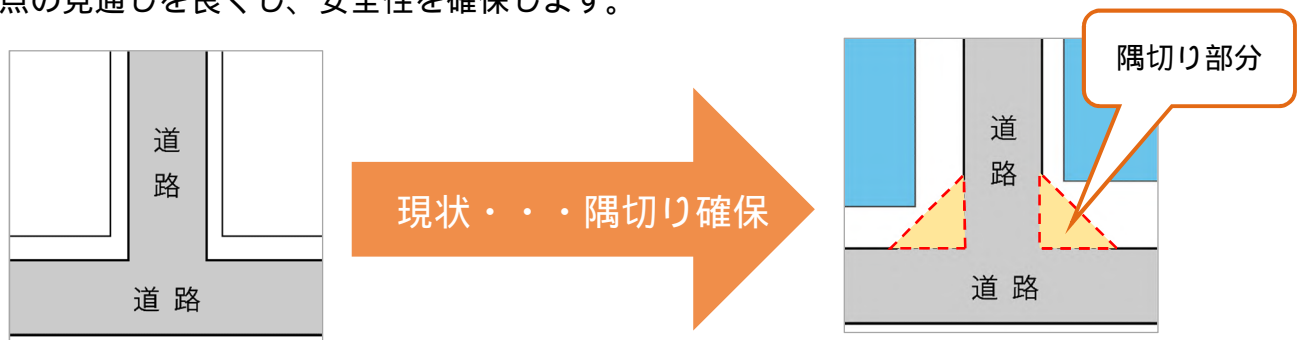
行き止り道路の2方向の避難路確保

長い行き止り道路では、行き止り部分の敷地の所有者に、建替えの際に避難できる空間を確保するために工作物を設置しないようお願いをすることや、沿道の住民同士で災害時の通り抜けの合意をしておくことにより、災害時の避難路の確保に努めます。



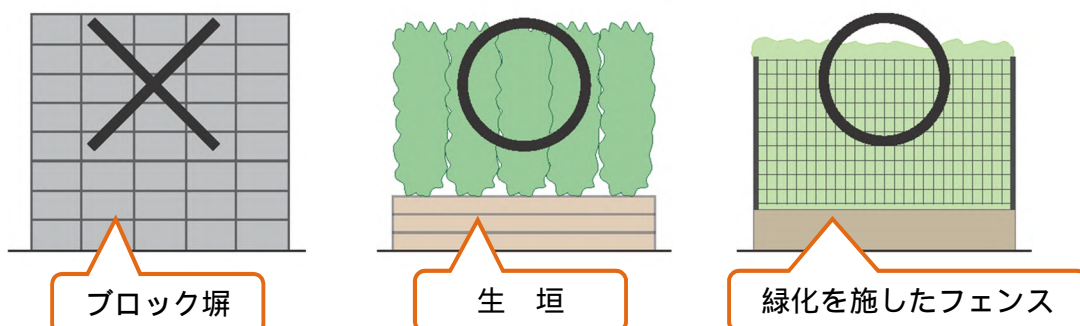
見通しの悪い交差点の隅切り整備

交差点の角敷地の建物の建替えの際に隅切りを設けるルールを定めることにより、交差点の見通しを良くし、安全性を確保します。



道路沿道のブロック塀の削減と生垣等の確保

建物の新築や建替えの際に、道路に面する塀には生垣等を使用するルールを定めることにより、地区内のブロック塀を減らしていきます。

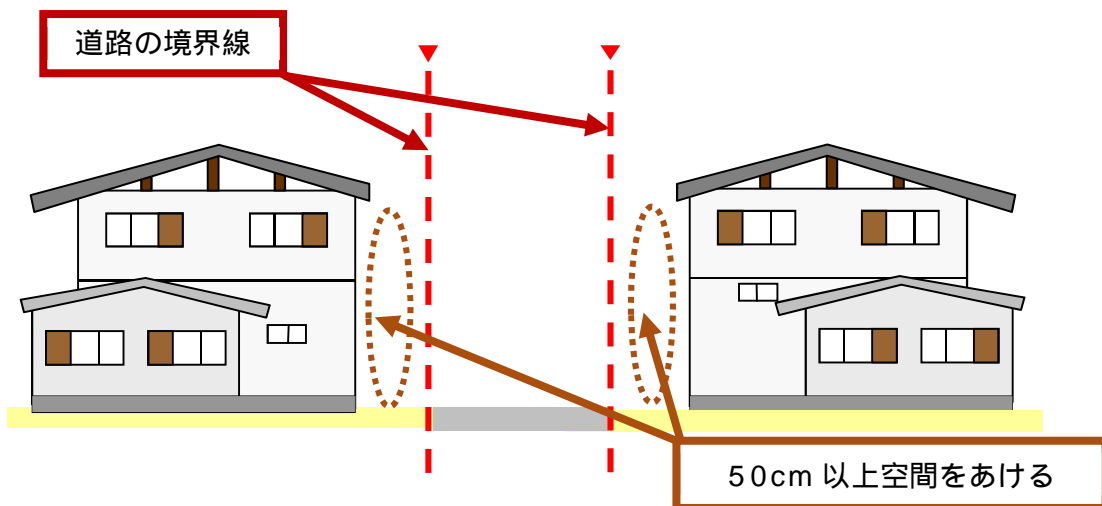


4章 目標に向けての具体的な取り組み

2. 慣れ親しんだ暮らしやすいまちを次世代につなぐ

壁面位置の後退により、ゆとりあるまちなみ空間を確保

道路から建物の外壁を一定距離後退するルールを定めることにより、建築物の壁面による圧迫感を軽減し、ゆとりあるまち並み空間を確保していきます。



周辺環境と調和した高さの建物を誘導

周辺の住環境に配慮した高さになるように、高さの最高限度を定めることによって、良好な住環境を維持します。

当地区では現在 16m（5 階程度まで）という制限が（環状七号線沿道を除く）かかっていますが、現在の住環境を維持していくために地区にあった適切なルールを設けていきます。



隣の中葛西八丁目地区では街区ごとに高さのルールを設けて、各街区の特色にあわせたまち並みをつくっています。

制限を超える高さの建物を規制

4章 目標に向けての具体的な取り組み

住宅地にふさわしくない用途の建物を規制

住宅地にふさわしくない建物を規制するルールを定めることによって、以下のような用途の建物を制限し、現状の静かで良い住環境を維持していきます。

規制する建物の例



カラオケ

マージャン屋

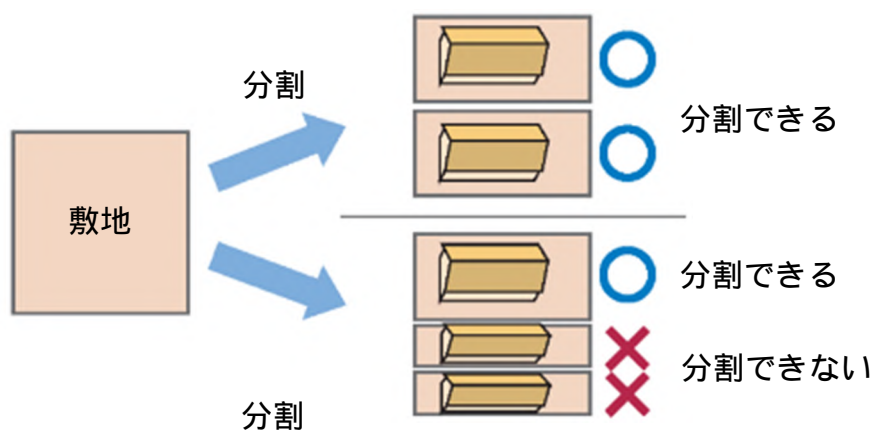
パチンコ屋

敷地面積の最低限度を指定

敷地面積の最低限度を指定することにより敷地の細分化を防止し、安全でゆとりある住環境を維持していきます。

制限する敷地の規模などは地区の実態や周辺の状況を踏まえて検討します。

周辺地区の事例では、中葛西八丁目地区が 90 m²、東葛西地区の地区計画では 100 m²とで指定されています



敷地の一定面積未満への分割を規制

4章 目標に向けての具体的な取り組み

「土地区画整理事業を施行すべき区域」の解除

地区全域に指定されている「土地区画整理事業を施行すべき区域」を解除することにより、現在の制限が緩和され、建物の建替えの促進や、土地の有効利用ができるようになります。

現状の制限・規制（一部）

建築物は3階以下で地階を有しないもので、容易に移転又は除却できるもの。

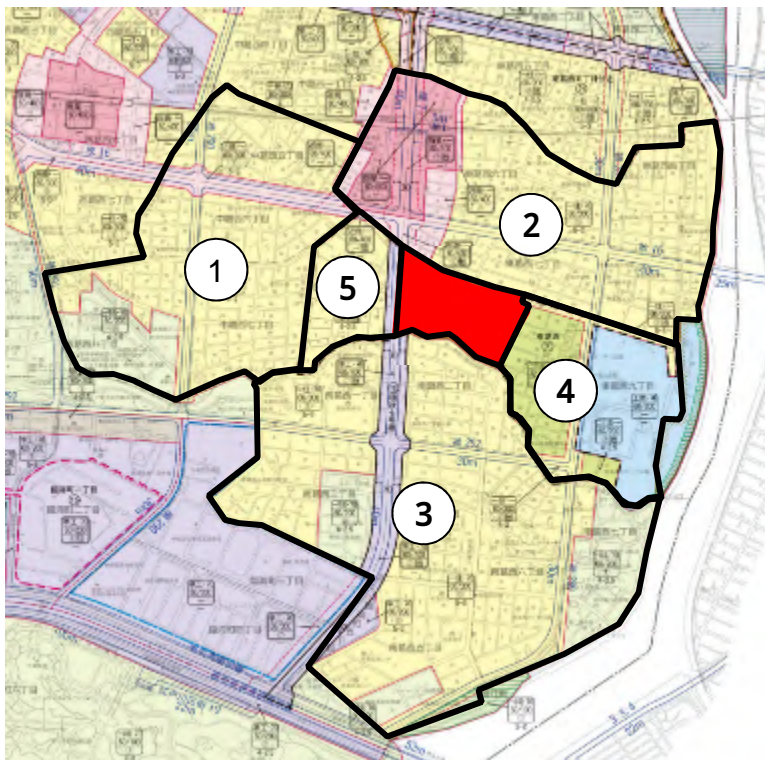
緩和できる場合もあり



すべき区域の解除により
制限・規制を緩和

東葛西八丁目地区周辺エリアの状況について

当地区に隣接している地区では「土地区画整理事業」、「密集事業」などを導入しており「土地区画整理事業を施行すべき区域」が解除されていない地区は、当地区のみとなります。



凡例	事業名称
	新田土地区画整理事業
	葛西土地区画整理事業
	堀江土地区画整理事業
	東葛西土地区画整理事業
	中葛西八丁目地区 密集住宅市街地整備促進事業

出典：令和2年「江戸川区地域地区図/日影規制図」

4 章 目標に向けての具体的な取り組み

3 . みどりが多く、明るい声が聞こえるまち

防災設備のある公園の整備

密集事業を活用して、地区内に面積3%を超え、より多くの公園や広場の整備を推進していきます。

また、災害時の消火活動に活用できる防火水槽など、消防水利の整備や、一時避難、応急活動の拠点となるよう、防災井戸やトイレスツール、かまどベンチ等の防災機能を整備します。

【整備事例 春江五丁目公園】



防災井戸



トイレスツール



かまどベンチ

「防災井戸」は日常では花壇等の水やりに、災害時は汚物を流す水として活用します。

「トイレスツール」は、日常はスツール（一人用のイス）として使用し、災害時は座面を取り外し、周囲にテントを張ることで個室トイレとして使用することができます。

「かまどベンチ」は、日常はベンチとして使用し、災害時は座面を取り外してかまどとして使用することができます。

左近川親水緑道や仲割川遊歩道など既存のみどりの活用

左近川親水緑道や仲割川遊歩道などをリニューアルしていくことで、既存のみどりもより身近に感じられるようにしていきます。

道路沿道のブロック塀の削減と生垣等の確保（ P16 参照）

道路に面している塀には生垣等を使用するというルールを定めることで身近にみどりを感じられるうるおいあるまち並みをつくっていきます。

5章 検討経緯と今後のまちづくりの進め方

1. まちづくり協議会の歩み

東葛西八丁目地区まちづくり協議会は令和元年6月に設立し、10回にわたり以下の活動を行ってきました。

令和元年度

令和元年4月まちづくりニュース
第1号で協議会員を募集

設立総会・
第1回 協議会
(令和元年6月25日)

「東葛西八丁目地区まちづくり協議会」の設立
これまでの経緯の説明、今後の予定について

まちづくりニュース第2号発行

第2回 協議会
(8月20日)

東葛西八丁目地区の
課題・良い点の整理



第3回 協議会
(11月12日)

課題解決・住環境維持の
ためのまちづくりの方針検討



まちづくりニュース第3号発行

第4回 協議会
(令和2年2月1日)

先進事例視察
(中葛西八丁目地区)



5章 検討経緯と今後のまちづくりの進め方

令和2年度

第5回 協議会
(7月7日)

課題解決のための
まちづくりの方針の確認



まちづくりニュース第4号発行

第6回 協議会
(8月3日)

まちの将来像・
まちづくりの目標の検討
○アンケート内容の検討



まちづくりニュース第5号発行

第7回 協議会
(10月20日)

アンケート結果の確認
まちづくりの目標・
まちづくりの方針のまとめ



まちづくりニュース第6号発行

第8回 協議会
(12月)(書面開催)

まちづくり提言書について検討

まちづくりニュース第7号発行

第9回 協議会
(3月)(書面開催)

まちづくり提言書(案)の
内容の読み合わせ

まちづくり提言書を江戸川区長に提出

第10回 協議会
(3月30日予定)

今後のまちづくりの説明

まちづくりニュース第8号発行

令和3年度へ

5章 検討経緯と今後のまちづくりの進め方

2. 今後のまちづくりの進め方（令和3年度以降のスケジュール）

まちづくり提言書をもとにまちづくりに着手（予定）

「密集事業」の導入

地区の主要生活道路や公園の整備を行います。

令和3年度は整備のための測量や建物調査などを進めていきます。

「地区計画」の策定等の手続き

地区計画の策定や、「土地地区画整理事業を施行すべき区域」の廃止などに向けた説明会の開催、都市計画手続きなどを令和3年度より行っていきます。

次年度のまちづくり協議会活動（例）

消防活動における地区の課題確認

地区内の道路などで、消防車が実際に消防活動を行う際に必要な広さなどを確認することで、地区内の課題箇所を具体的にイメージすることができます。

公園づくりの検討

地区内にどんな公園があると良いか等のアイデア出しや、公園に必要な機能等を住民の皆さんで検討します。

上記案は関係機関との協議の中で一部変異なる可能性があります。

参考資料

東葛西八丁目地区まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、東葛西八丁目地区まちづくり協議会と称する。(以下、「本会」と称する。)

(目的)

第2条 本会は、東葛西八丁目地区(以下、「本地区」と称する。)のまちづくりの課題解決に向けた各事業や制度の活用、住民の取り組み等について検討を行い、今後のまちづくりの目標・方針等をまとめる会とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下のことを行う。

- (1)本地区のまちづくりの目標・方針等を定める(仮称)まちづくり提言書等の検討・作成を行う。
- (2)作成した(仮称)まちづくり提言書等を本地区関係者へ提案する。その後、江戸川区へ提出する。
- (3)会議(定例会又は臨時会)を開催し、まちの現状、課題及び解決策について調査・研究する。また、必要に応じて、他地区の視察等を行う。
- (4)まちづくりを実現化するための都市計画や事業手法を検討する。
- (5)まちづくりニュース等を発行し、本会の活動状況を本地区関係者に周知するとともに、説明会や意見交換会等を開催し、本地区関係者の意向の把握に努める。
- (6)その他、本会が必要と認めるまちづくりの活動を行う。

(会員)

第4条 本会は、次に掲げるもので構成する。

- (1)本地区の町会から推薦された方。
- (2)本地区に居住する方及び土地又は建物を所有する方で、まちづくりに関心があり、公募により応募された方。
- (3)代理をたてる場合は、事前に本会の承認を得るものとする。

(役員等)

第5条 本会の役員の構成、職務は次のとおりとする。

- (1)会長1名、副会長若干名を、本会の中から互選によって定める。
- (2)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (3)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (4)役員会は、会長、副会長で構成する。
- (5)役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(運営等)

第6条 会長は、会議(定例会)を招集し、これを主催する。

- 2 会長は、会員の五分之一以上の要請があった場合は、臨時の会議(臨時会)を招集し、これを主催する。
- 3 会長は、必要に応じて役員会を招集し、本会の運営等について協議することができる。
- 4 区やまちづくりの専門家は、本会の運営を支援する。
- 5 本地区関係者または本会が必要と認めた方は、会議を傍聴することができる。
- 6 本会の進行を著しく妨げる言動や会員として不適当な行為があると認められる場合は、本会で協議の上、退会をさせることができるものとする。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、江戸川区都市開発部まちづくり調整課まちづくり計画係におく。

(その他)

第8条 この会則は、本会の承認を得て改正することができる。

- 2 その他、この会則に因りがたい場合は、本会で協議し決定する。
- 3 本会が活動目的を達成したと判断した場合は、本会を解散できる。

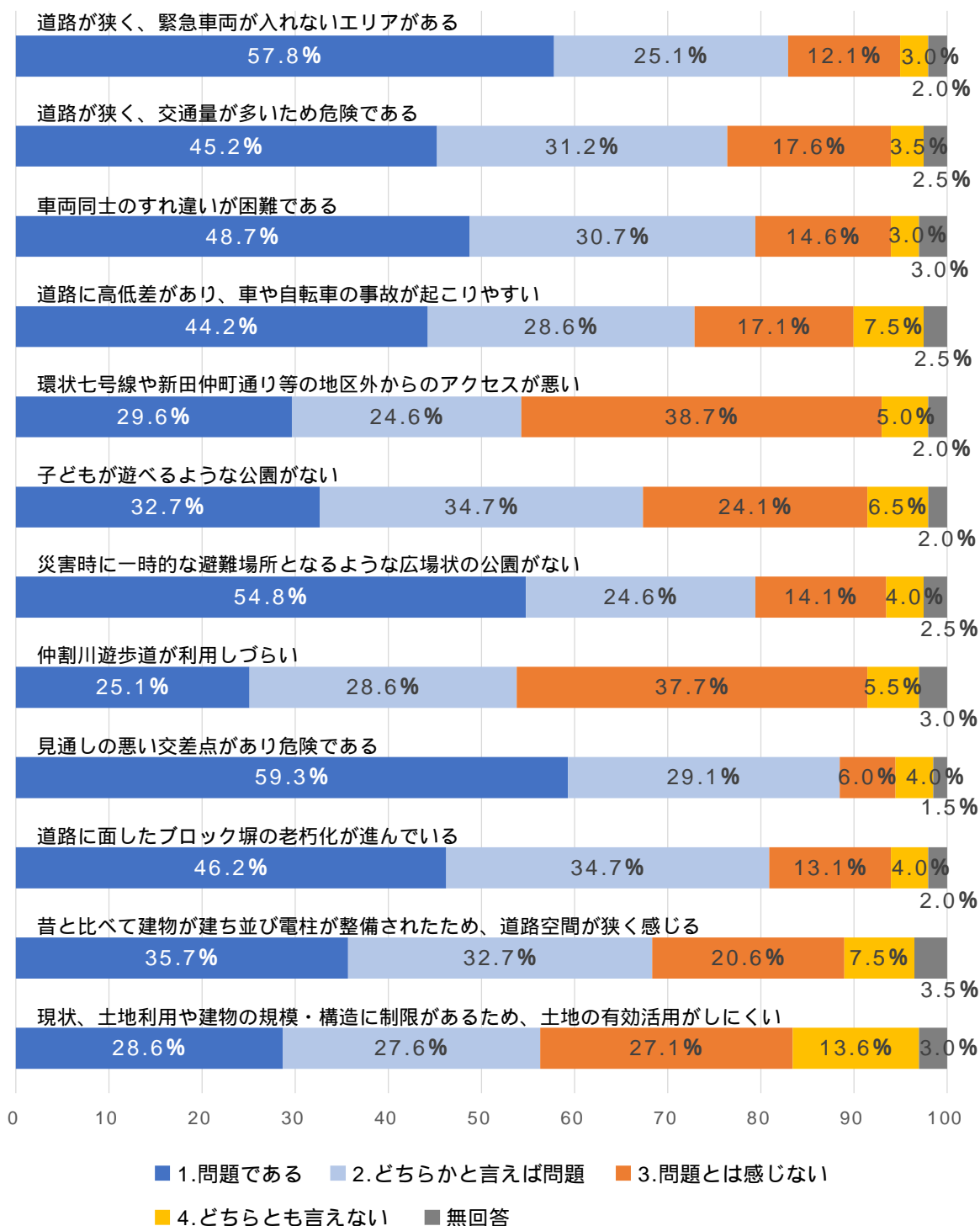
(付則)

- 1 この会則は、令和元年6月25日から施行する。
- 2 この会則にいう東葛西八丁目地区は、東葛西八丁目1番~12番の一部(約13.5ha)とする。

参考資料

アンケート結果概要（実施期間：令和2年9月～12月）

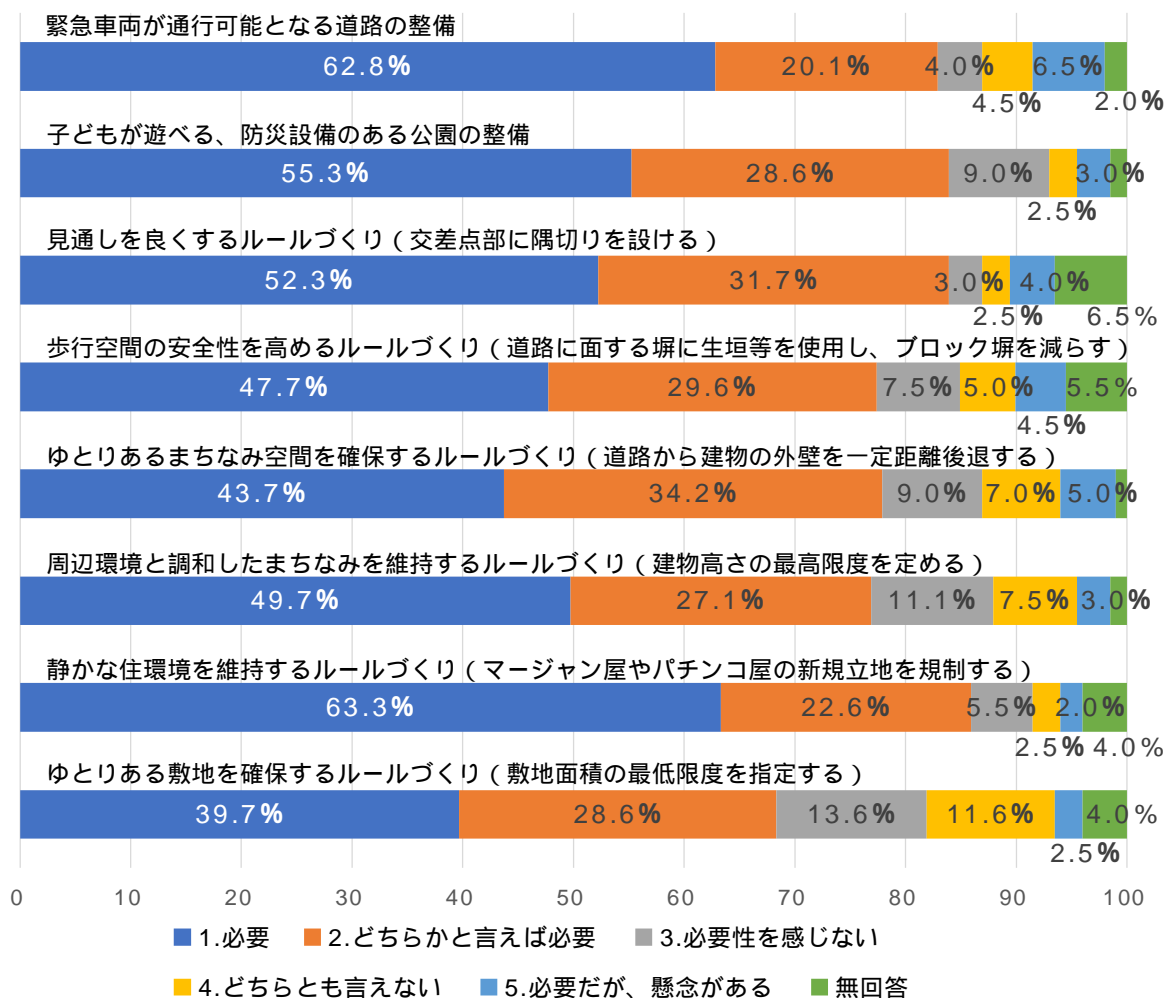
1. まちの問題点について



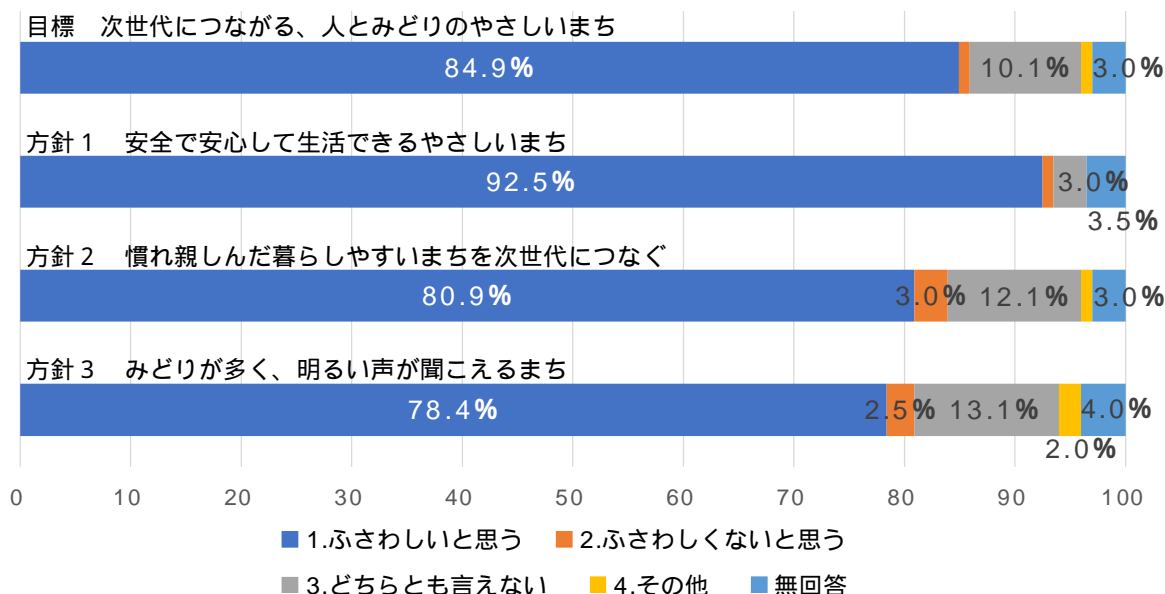
参考資料

アンケート結果概要（実施期間：令和2年9月～12月）

2. まちの改善策について



3. まちづくりの目標と方針





「東葛西八丁目地区まちづくり提言書」

発行：東葛西八丁目地区まちづくり協議会

事務局：江戸川区都市開発部まちづくり調整課